

府中市地域防災計画の修正方針（案）について

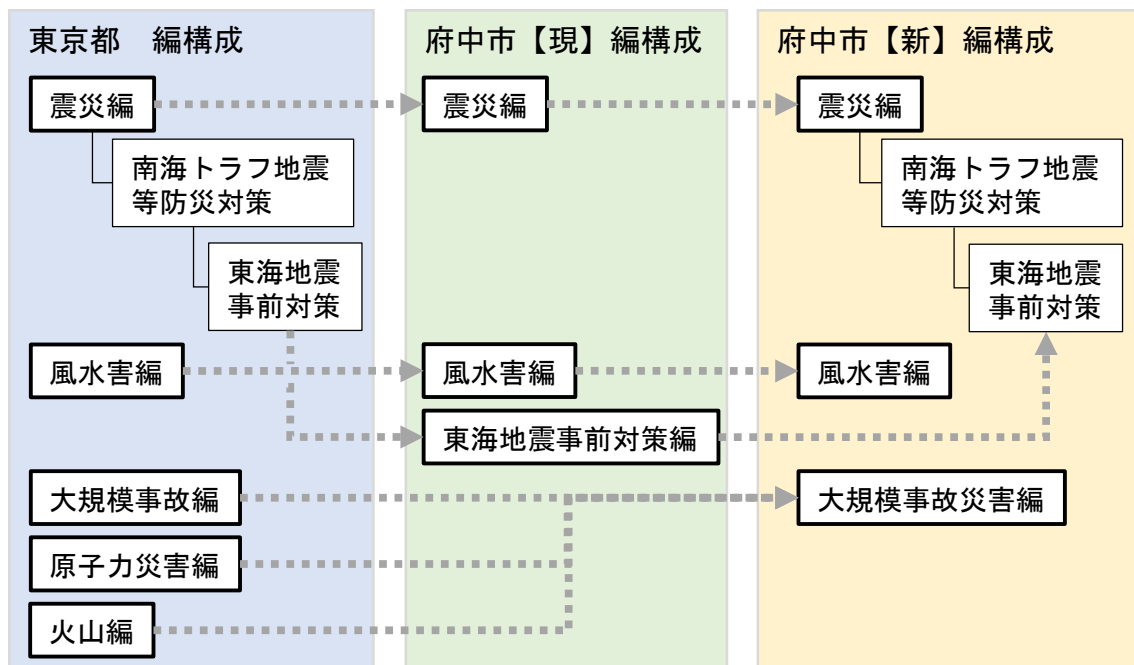
1 地域防災計画の目次構成

(1) 編構成の見直し

ア 現行計画の震災編「第13章 大規模事故の対策」について、東京都の計画と整合を図るため、「大規模事故災害編」として新設します。

対象とする大規模事故災害は、大規模火災、危険物事故、大規模事故（鉄道事故、航空機災害、道路災害）、火山噴火降灰とします。

イ 南海トラフ地震等の対策について、震災編に「第5部 南海トラフ地震等防災対策」を新設し、現行の「東海地震事前対策編」については、南海トラフ地震等防災対策の中に掲載します。



(2) 部構成の見直し

東京都の計画との整合や見やすさを考慮し、全編で「総則」、「予防計画」、「応急・復旧計画」という共通の部構成となるよう修正します。

(3) 「風水害編」及び「大規模事故災害編」における震災編の一部参照の廃止

現行計画では、「震災編」以外の編において、「震災編」と重複する内容に関しては、「震災編」の内容を参照するような記載となっております。

例：風水害編 2 ページ『なお、本計画に定めのない部分は、「府中市地域防災計画(震災編)」の記載によるものとする。』

当該部分について、このような記述を削除し、「震災編」を引用するようしていた部分を「風水害編」にも同様に記載することで、「震災編」を参照せず、各編で完結した内容となるよう修正します。

2 計画内容における役割の明確化

計画内容における担当課・関係機関を明確化するため、目次及び各対策内容が記載されたページの冒頭に、新たに各対策に該当する担当課・関係機関を明記します。

◇目次の事例

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	
第1節 本章の概要	83
第2節 具体的な取組	84
【予防対策】(安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保)	85
1 道路・橋りょうの機能確保 (〇〇課、△△△△)	85
1-1 道路・橋りょうの機能確保	85
1-2 避難道路機能の確保のための対策	86
2 緊急輸送ネットワークの整備 (〇〇課、××課)	87
3 鉄道施設 (〇〇課、△△△)	88
4 水道 (〇〇課、×××)	88
5 下水道 (〇〇課、□□□)	89
5-1 安全化対策	89

◇各対策ページの事例

【予防対策】											
1 道路・橋りょうの機能確保											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">担当する機関</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>〇〇課</td> <td>・～に関すること</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>△△△△</td> <td>・～に関すること</td> </tr> </tbody> </table>			担当する機関		項目	市	〇〇課	・～に関すること	関係機関	△△△△	・～に関すること
担当する機関		項目									
市	〇〇課	・～に関すること									
関係機関	△△△△	・～に関すること									
1-1 道路・橋りょうの機能確保											
<p>○ 道路及び橋りょうは、単に人や物の輸送を担う交通機能のみならず、震災時には、火災の延焼防止効果や避難、緊急物資等の輸送ルートとなる等、多様な機能を有している。このため、道路機能の確保のため次のことを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災時に重要な役割を担う緊急輸送道路が建築物の倒壊により閉塞することがないように沿道建築物の耐震化を促進する。 ・ 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第7条において、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定された特定緊急輸送 											